

# 令和6年度第2回高知県周産期医療協議会

日時：令和6年12月2日（月） 19時～

場所：Web 及び集合（高知県庁 2階 第二応接室）

## 会 次 第

### 1 開 会

### 2 内 容

- 1) 高知県周産期医療のあり方検討会協議事項について……………【資料1】
  - (1) 現状の周産期医療体制について
  - (2) 将来を見据えた周産期医療体制のロードマップ（案）について
- 2) セミオープンシステムについて……………【資料2】
- 3) 産後ケア事業について……………【資料3】
- 4) その他（報告事項）……………【資料4】
  - (1) 新生児聴覚検査の報告
  - (2) 1か月児健康診査の報告
  - (3) 産婦健康診査事業の実施状況等調査の報告
  - (4) こうち医療ネットでの分娩受け入れ状況の共有について
  - (5) 令和6年度BLS0報告
  - (6) 周産期統計資料（2023年確定）

### 3 閉 会



令和6年度第2回高知県周産期医療協議会  
出席者名簿

1 委員等

所 属	氏 名	備 考
高知地域医療支援センター長兼高知大学医学部特任教授	藤枝 幹也	会場
高知大学医学部産科婦人科学講座准教授兼高知大学医学部附属病院周産母子センター長	永井 立平	会場
高知県医師会常任理事	吉川 清志	会場
高知県産婦人科医会会長	坂本 康紀	会場
高知県小児科医会会長	船井 守	欠席
高知大学医学部産科婦人科学講座教授	前田 長正	欠席
高知大学医学部小児思春期医学講座助教兼高知大学医学部附属病院周産母子センター副センター長	三浦 紀子	会場
独立行政法人国立病院機構高知病院産科医長	滝川 稚也	会場
独立行政法人国立病院機構高知病院小児科医長	高橋 芳夫	会場
高知県・高知市病院企業団立高知医療センター産科長	渡邊 理史	会場
高知県・高知市病院企業団立高知医療センター総合周産期母子医療センター副センター長兼小児科長兼新生児科長	中田 裕生	会場
高知赤十字病院第一産婦人科部長	平野 浩紀	Web
高知赤十字病院第一小児科部長	中山 智孝	Web
高知県立あき総合病院副院長兼東部周産期センター長兼産婦人科部長	池上 信夫	会場/Web
高知県立あき総合病院副院長小児科部長	前田 賢人	Web
高知県立幡多けんみん病院産婦人科部長	濱田 史昌	Web
高知県立幡多けんみん病院小児科・小児新生児部長	松下 憲司	Web
高知県看護協会会長	藤原 房子	Web
高知県看護協会助産師職能委員長	嶋岡 暢希	会場
高知県助産師会会長	宗石 きみ子	会場
高知市消防局救急課課長補佐	川窪 隆寛	会場

2 オブザーバー

所属・職名	氏 名	備 考
高知県・高知市病院企業団立高知医療センター副院長兼地域医療センター長	林 和俊	会場
高知市母子保健課課長	植田 高子	Web
高知市母子保健課課長補佐	森澤 小百合	Web

3 事務局等

所属・職名	氏 名	所属・職名	氏 名
健康政策部長	中嶋 真琴	安芸福祉保健所 次長兼健康障害課長	倉本 玲子
健康政策部副部長	藤野 晋太郎	中央東福祉保健所健康障害課長	田内 佳子(Web)
健康政策部医療政策課長	都築 一元	中央東福祉保健所健康障害課 チーフ(母子・感染症担当)	村石 文香(Web)
医療政策課課長補佐	宮地 洋雄	中央西福祉保健所 次長兼健康障害課長	濱田 純(Web)
医療政策課課長補佐	竹崎 智子	須崎福祉保健所健康障害課長	山本 貴子
医療政策課チーフ	久保田 富女	幡多福祉保健所保健監	谷口 亜裕子(Web)
医療政策課チーフ	島村 尚伸	幡多福祉保健所健康障害課長 兼チーフ(母子・感染症担当)	宗崎 由香(Web)
医療政策課主幹	下田 真梨子	幡多福祉保健所健康障害課主任	竹内 愛(Web)
子育て支援課室長(母子保健・子育て支援室)	川崎 利江		

## 高知県周産期医療協議会設置要綱

### (要旨)

第1条 この要綱は、県民の安心・安全な出産環境づくりを総合的に推進するため、周産期死亡率改善などの課題について協議し、今後の総合的な周産期保健医療システムのあり方について検討を行う「高知県周産期医療協議会」(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

### (任務)

第2条 協議会は第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について協議するとともに当該事項の推進にあたるものとする。

- (1) 保健・医療の連携システム
- (2) 医療施設間の機能分担と連携システム
- (3) 上記を検討するために必要な調査、研究
- (4) 周産期医療関係者の研修
- (5) その他目的達成のため必要な事項

### (組織)

第3条 協議会は、学識経験者、(社)高知県医師会、高知県内の医療機関及び(社)高知県看護協会等の関係者の中から高知県知事が委嘱する委員25名以内で構成する。

2 協議会は、第2条の内容を協議するため、必要に応じて実務者レベルの部会を設けることができる。

### (任期)

第4条 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じたとき、後任委員の任期は前任者の残任期間とする。

### (会長)

第5条 協議会に会長1名及び副会長3名をおき、委員の互選をもって定める。

- 2 会長はこの会を統轄する。
- 3 会長に事故ある時は副会長が職務を代行する。

### (顧問)

第6条 協議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が推薦し、高知県知事が委嘱する。

### (協議会の開催)

第7条 協議会は必要に応じて開催し、会長が招集し議長をつとめる。

- 2 協議会は、必要に応じて専門的な助言及び意見を得るため、委員以外の者の出席を求めることができる。

### (事務局)

第8条 協議会の事務局は、高知県健康政策部医療政策課に置く。

### (雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

なお、この要綱の施行に伴い、「周産期医療協議会設置要綱」は廃止する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。